

株 主 各 位

2020年6月10日

東京都港区港南四丁目1番8号

大黒屋ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小 川 浩 平

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、58頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区高輪二丁目1番13号 高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | (1) 第111期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第111期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

【新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.daikokuyajp.com/>）において、

修正後の事項を掲載させていただきます。

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いていましたが、米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱、中東地域を巡る情勢等国际情勢に端を発する世界経済の下振れリスク、これらに加え、東京オリンピックを控える中、当第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症(以下「COVID19」という。)拡大により国内外経済に与える影響の長期化・深刻化への懸念が高まっており、先行きにはより一層の不透明感が広がっております。

このような環境下、当社グループでは、株式会社大黒屋(以下「大黒屋」という。)を中心に既存のブランド中古品の買取販売業及び質屋業に加え、安定的な収益機会が得られ今後成長の望める、シルバー層向け顧客の取り込みを図るべく、更なる中古品の買取販売、質屋業の展開に注力して参りました。

また、日本国内における一般顧客への質屋業本来の役割への原点回帰を図るべく事業ポートフォリオの再編及び資源の選択と集中を進めると共に、当社グループの主力顧客先でもある中国向けに買取販売事業を強化すべく体制見直しを行って参りました。

国内においては、当社グループの根幹会社である大黒屋において、創業70年で培ったブランドとノウハウを基盤に全国で26店舗を展開しており、平成31年4月に銀座中央通り店にて従来からの古物売買業に加え新たに質屋事業を開始し、同年8月には上野店をより店舗面積の広い立地に移転しました。また、新宿駅周辺については現行の2店舗体制(新宿本店、新宿二番館)から新宿駅周辺を南北に縦断する3店舗体制(新宿本店、新宿二番館、新宿東南口店)へと変更を進めております。更に、古物営業法の改訂に伴い、千葉県下においてスマートコミュニティ社と提携し同社敷地内にシルバー層をターゲットとした臨時出店を図る等、新たな顧客層の開拓に努めております。

一方国外におきましては、中国市場での中古ブランド品事業拡大に向け、当連結会計年度よりAlibaba Group Holding Limited(以下「アリババグループ」という。)が運営する「魅力恵」APPでの当社商品の掲載、販売を開始いたしました。今後、中国事業を再編し、更に中国での買取販売事業を強化していく予定です。

また、英国のSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDを中心とするグループ(以下、「SFL」という。)につきましては、先に公表しました通り同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡し、事業撤退を進めております。

(売上高)

当社グループの当連結会計年度の売上高は17,270百万円（前期比3,168百万円減、同15.5%減）となりました。

その主な要因は以下の通りであります。

まず、SFL事業において、先に公表しました通り当第2四半期連結会計年度末より事業撤退を進めて参りました結果、その効果が反映され同事業の売上高は1,512百万円（前期比1,791百万円減、同54.2%減）にとどまりました。

次に、当社グループの根幹会社である大黒屋においては、大黒屋の当連結会計年度の売上高は15,455百万円（前期比1,356百万円減、同8.1%減）となりました。この要因は当第3四半期までは、国内景気が回復傾向にあり、為替変動が小幅に推移しており、売上高は堅調に推移しておりますが、当第4四半期以降に発生したCOVID19の拡大による外国観光客の減少や外出自粛の影響があり売上高は伸び悩みました。主に当第4四半期以降の外出自粛の影響により、店舗商品売上高（リアル店舗のよる販売の事：以下「リアル」という。）が前期比1,756百万円の減少（同15.0%減）となりました。一方で店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売の事：以下「ネット」という。）については広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動に加え、外出自粛の影響による追い風を受け前期比78百万円の増加（同7.2%増）となっております。また、本部商品売上高（古物業者市場等への販売のこと）については、COVID19の影響によるブランド品相場下落を見込んで1月以降、市場で売却し早期の在庫圧縮を図ったことで、通期306百万円の増加（同10.6%増）となりました。一方併営する質料収入においては、質屋事業が庶民金融として生活に密着していることから、順調に推移し質料（貸付金利息）は919百万円（前期比29百万円増、同3.4%増）となりました。なお、質屋業はCOVID19の影響下でも顧客の逼迫した金繰り要請に応える事が出来、増収が見込まれます。

(利益)

当社グループの営業利益は136百万円（前期比300百万円の改善）となりましたが、その主な要因は以下の通りであります。

まず、SFL事業において事業撤退を進めて参りました結果、営業利益は286百万円の営業損失（前期比459百万円の改善）にとどまり、当社グループ全体としての営業利益は強化されております。

次に、大黒屋においては、営業利益は、800百万円（前期比227百万円減、同22.2%減）となりました。大黒屋の売上総利益は4,141百万円（前期比366百万円減、同8.1%減）となりました。この要因は店舗商品売上総利益（リアル）が売上高の減少に伴い前期比387百万円の減少（同13.1%減）となったことによるものです。一方で店舗商品売上総利益（ネット）については前期比12百万円の増加（同3.7%増）となっております。また、本部商品売上高の粗利益については、前期比37百万円の減少（同7.1%減）となっておりますが、COVID19の影響でブランド品相場が下落傾向にあった1月以降に早期の在庫圧縮を進めた結果、令和元年12月末比960百万円在庫（同比26.0%減少）を減らした事で商品評価損を回避し在庫回転率及び粗利益率の著しい悪化を防ぐ事が出来ました。また質料（貸付金利

息)が29百万円の前期比増加(同3.4%増)となりました。なお、質料収入はそのすべてが粗利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、前連結会計年度に引き続き、広告宣伝を積極的に行いつつ費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しコスト削減に取り組んだ結果、3,341百万円(前期比139百万円減、同3.5%減)となりました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、年間償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。その結果、大黒屋の営業利益は、800百万円(前期比227百万円減、同22.2%減)となりました。

当社グループの経常利益は、391百万円の経常損失(前期比330百万円の改善)となりました。これは営業利益が300百万円改善したことに加え、前連結会計年度に実施したSFLのリファイナンス及びSFLの事業撤退により支払利息が187百万円減少したことによります。なお持分法適用関連会社であるBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation Ltd.の業績に基づき、持分法による投資損失156百万円を計上しております。

また、特別利益については、大黒屋において上野店の立ち退きに伴う特別利益(受取補償金)120百万円を計上しました。一方特別損失については、SFLの事業撤退及び当社と大黒屋を加え特別損失(減損損失122百万円、貸倒損失399百万円、事業整理損失983百万円及び事業整理損失引当金繰入額46百万円)を計上しました。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純利益につきましては1,706百万円の損失(前期比966百万円の悪化)となりました。

また、大黒屋の法人税等の負担等により、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,844百万円の損失(前期比804百万円の悪化)となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

イ.質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋・古物売買業の売上高及び営業利益は、それぞれ16,936百万円(前期比15.5%減)、537百万円(前期比88.4%増)となりました。

その主な要因につきましては、業績の状況にて記載しましたように、大黒屋及びSFLにおいて売上高の減少となりましたが、SFLの事業撤退により当第3四半期以降の営業損失の発生を削減できたことによるものです。

ロ.電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ333百万円(前期比15.2%減)、65百万円(前期比48.2%減)となりました。

電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いていることもあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材(原材料)価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。

このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑

えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

次期の見通し

当社グループの展開する中古ブランド品の流通業界については、越境ECを始め全世界的規模に拡大し、当社が展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。また、COVID19による外出自粛要請に起因したインターネット利用の拡大により、中古ブランド品の買取・販売においてもインターネットを通じた取引が一層拡大すると見込まれます。その中であって、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売（特にネット販売の強化）を展開することにより、一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売し新たな顧客の創造を進め、係る取引を通じて在庫回転率及び粗利利益率を最大化し、限界収益の極大化を図って参ります。

また、質屋業においては、COVID19の急拡大に伴い国や東京都等から在宅要請がある一方で質屋は「社会生活を維持する上で必要な施設」として認知され、今後、庶民金融として顧客の逼迫した資金ニーズを取込む事でより業績の拡大が見込めます。

一方、SFL事業の撤退に伴い、SFLの営業損失286百万円、経常損失544百万円及び税引前損失2,066百万円は来期以降発生しなくなり、翌連結会計年度の営業利益、経常利益及び税引前利益は大幅に改善される見込みです。

しかしながら、COVID19が世界的拡大に伴う、外国観光客の減少や外出自粛及び東京オリンピックの延期等により国内外の事業環境に大きく影響を及ぼしているなか、現時点で業績予想の合理的な算定が困難であることから、令和3年3月期の連結業績につきましては、未定といたします。

今後、業績予想の算定が可能となった段階で、速やかに公表いたします。

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、117百万円であります。これは主に、子会社である大黒屋の上野店の移転及び新宿駅周辺店舗の2店舗体制から3店舗体制への変更に係る設備投資資金であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において経常的な資金調達ではない増資又は社債発行その他の重要な借入れ等は発生しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第108期 (平成29年3月期)	第109期 (平成30年3月期)	第110期 (平成31年3月期)	第111期 当連結会計年度 (令和2年3月期)
売上高(百万円)	20,556	20,452	20,439	17,270
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△180	10	△722	△391
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△287	△790	△1,039	△1,844
1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.56	△7.87	△9.19	△15.77
総資産(百万円)	12,967	14,879	12,842	9,315
純資産(百万円)	4,754	5,021	4,607	2,541
1株当たり純資産額(円)	41.12	40.59	32.81	16.38

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第108期 (平成29年3月期)	第109期 (平成30年3月期)	第110期 (平成31年3月期)	第111期 (当事業年度) (令和2年3月期)
売上高(百万円)	375	360	393	333
経常損失(△)(百万円)	△668	△618	△570	△502
当期純損失(△)(百万円)	△820	△689	△600	△593
1株当たり当期純損失(△)(円)	△10.18	△6.87	△5.31	△5.07
総資産(百万円)	7,861	8,831	9,773	8,703
純資産(百万円)	2,076	2,556	2,706	2,112
1株当たり純資産額(円)	23.59	24.38	22.92	17.85

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
Daikokuya Duo Jin Technology (Beijing) Co., Limited	5	80%	システム開発及びサービス提供、総合輸出入貿易

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社であります。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

中古ブランド品の流通については、越境ECを始め全世界的規模に拡大し、当社が展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。その中であって、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売し新たな顧客の創造する事をビジネスの根幹にしています。即ち、係る取引を通じて在庫回転率及び粗利益率の最大化を目的とし、限界収益の極大化を図ることにあります。

一方足元では、2月からのCOVID19の影響が世界的に拡大していくに伴い、海外からの渡航規制や感染予防措置としての緊急事態宣言による経済活動の自粛・休止が始まるなど、過去に例を見ない厳しい経済環境が続いております。

このような環境の中、今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

①訪問買取・質事業の強化

当連結会計年度に本格的に開始いたしました訪問買取・質屋事業を一層強化します。特にブランド品の換金需要の高いと想定される高齢層へ積極的にアプローチし、顧客のニーズに応じて参ります。また、今後一層、効率的かつ信頼できる買取を実現するため、AIを中心としたデータベース分析に基づき、①グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、②商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、③真贋鑑定の強化を進めております。

②EC販売の強化

当連結会計年度において、日本国内のEC売上高は1,180百万円となり前年度と比較して78百万円増加しました。これは外出自粛の影響でEC利用の需要が拡大していることに加え、弊社で継続的に取り組んでおります(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動が功を奏していると分析しております。引き続きこれらの活動を強化して参ります。

③中国事業の強化

当連結会計年度におきまして、中国市場での中古ブランド品事業拡大に向け、当連結会計年度よりAlibaba Group Holding Limited（以下「アリババグループ」）が運営する「魅力恵」APPでの当社商品の掲載、販売を開始いたしました。今後、中国事業を再編し、更に中国での買取販売事業を強化していく予定です。

④相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

COVID19による各国の渡航制限・活動自粛の影響により、2月以降ブランド品相場が落ち込んでおります。このような中で弊社ではブランド品相場の下落の兆候のあった1月より早期売却と在庫の圧縮を進め、相場悪化による損失の拡大を防いでおります。引き続き、相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の保有を行う方針です。

⑤電機事業の事業構造改革の実施

電気事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の低減を進めて参り、結果として利益率が向上して参りました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施して参ります。

⑥キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを低減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めて参ります。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置付け、早期に配当を実現できるよう、最重要課題として取り組んで参る所存であります。

(5) **主要な事業内容**（令和2年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。また、中国の持分法適用の合弁会社にて中古宝飾品を中心に質屋業及び買取販売業を行っております。

なお、英国のSFLグループにつきましては、令和元年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場（令和2年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場（栃木県小山市）

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社（東京都港区）
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社（東京都港区）
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社（東京都港区）
株式会社大黒屋	本社（東京都港区）、国内支店26店
AU 79 LIMITED	本社（英国レスター）
AG 47 LIMITED	本社（英国レスター）
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社（英国レスター）
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	本社（英国レスター）
ラックスワイズ株式会社	本社（東京都港区）
Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing) Co., Limited	本社（中国北京）

(7) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
212名（43名）	△287名（△53名）

（注） 従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
14名（8名）	△2名（-名）	54.9歳	24.2年

（注）従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先**（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	3,459百万円
株式会社きらばし銀行	707百万円
インドステイト銀行大阪支店	654百万円
中國信託商業銀行東京支店	424百万円
彰化商業銀行東京支店	327百万円
台湾中小企業銀行東京支店	327百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,000百万円であります。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 312,000,000株

② 発行済株式の総数 116,982,866株（自己株式11,503株を含む）

（注）監査役退職に伴う新株予約権の行使により、発行済株式の総数は6,400株増加しております。

③ 株主数 19,503名

④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	18,161	15.53
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（常任代理人 野村證券株式会社）	1,841	1.57
株式会社SBI証券	1,638	1.40
楽天証券株式会社	1,330	1.14
田名部 誠悦	1,151	0.98
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,136	0.97
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	800	0.68
松井証券株式会社	760	0.65
兒玉 昇	709	0.61
田村 都志雄	652	0.56

（注）持株比率は、自己株式(11,503株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		平成28年3月8日
新株予約権の数（個）		2,876個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 287,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 8,549 円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員の 保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	新株予約権の数 2,673個
		目的となる株式数 267,300株
		保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 203個
		目的となる株式数 20,300株
		保有者数 3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（令和2年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 川 浩 平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター Daikokuya Duo Jin Technology (Beijing) Co., Limited 董事長
取締役	辛 羅 林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	鞍 掛 法 道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取締役	伴 野 健 二	－
取締役	中 岡 邦 憲	－
監査役（常勤）	永 井 卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監査役	栃 木 敏 明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ 社外監査役
監査役	粕 井 滋	－

- （注）
1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 栃木敏明氏及び粕井滋氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
 6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
 7. 監査役 市古紘一氏は令和元年6月27日を以て、任期満了にて退任しております。
 8. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びDaikokuya Duo Jin Technology (Beijing) Co., Limitedは当社連結子会社であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	48,600 (3,600)	株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円(平成9年6月27日決議)であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額50,000千円(平成27年6月26日決議)であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,900 (5,100)	株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円(平成元年8月30日決議)であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円(平成27年6月26日決議)であります。
計 (うち社外役員)	8名 (5名)	58,500 (8,700)	

(注) 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社トランサーチインターナショナル顧問でありましたが、令和2年1月末付にて退任しております。

なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

取締役 中岡 邦憲

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。

なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

出席率は87.5%であります。

なお、同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は62.5%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 粕井 滋

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は87.5%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

なお、当事業年度開催の取締役会8回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が23回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行をしない取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏及び監査役 永井卓氏、栃木敏明氏、粕井滋氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった明誠有限責任監査法人は2019年10月1日を以て、HLB Meisei有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	37,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社（SPEEDLOAN FINANCE LIMITED）については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。
当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。
当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。
不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することになっている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。

当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。
- ② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。
- ④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1.現金及び預金	1,793,021	1.支払手形及び買掛金	69,628
2.受取手形及び売掛金	377,392	2.短期借入金	3,000,001
3.営業貸付金	1,963,853	3.1年内返済予定の長期借入金	2,900,000
4.商品及び製品	2,771,121	4.未払法人税等	82,759
5.仕掛品	20,716	5.ポイント引当金	43,735
6.原材料及び貯蔵品	39,213	6.その他	547,126
7.その他	685,551	7.事業整理損失引当金	45,009
8.貸倒引当金	△ 4,508		
流動資産合計	7,646,363	流動負債合計	6,688,260
II 固定資産		II 固定負債	
1.有形固定資産		1.退職給付に係る負債	10,412
(1)建物及び構築物	651,369	2.資産除去債務	15,999
減価償却累計額	△ 461,931	3.その他	59,879
建物及び構築物(純額)	189,438	固定負債合計	86,292
(2)機械装置及び運搬具	134,873	負債合計	6,774,553
減価償却累計額	△ 134,873		
機械装置及び運搬具(純額)	0	(純資産の部)	
(3)工具、器具及び備品	707,145	I 株主資本	
減価償却累計額	△ 628,716	1.資本金	2,955,414
工具、器具及び備品(純額)	78,429	2.資本剰余金	1,003,601
(4)建設仮勘定	636	3.利益剰余金	△ 1,075,697
土	41,446	4.自己株式	△ 2,160
有形固定資産合計	309,950	株主資本合計	2,881,157
2.無形固定資産		II その他の包括利益累計額	
(1)のれん	458,406	1.その他有価証券評価差額金	△ 6,866
(2)その他	17,979	2.為替換算調整勘定	△ 958,149
無形固定資産合計	476,385	その他の包括利益累計額合計	△ 965,015
3.投資その他の資産		III 新株予約権	24,586
(1)投資有価証券	70,199	IV 非支配株主持分	600,655
(2)差入保証金	701,971	純資産合計	2,541,384
(3)繰延税金資産	109,824	負債純資産合計	9,315,937
(4)その他	3,882		
(5)貸倒引当金	△ 2,640		
投資その他の資産合計	883,238		
固定資産合計	1,669,574		
資産合計	9,315,937		

連結損益計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		17,270,523
II 売上原価		12,172,478
売上総利益		5,098,045
III 販売費及び一般管理費		4,961,496
営業利益		136,548
IV 営業外収益		
1. 受取利息	5,033	
2. 受取配当金	3,123	
3. 受取手数料	18,987	
4. 還付消費税等	4,447	
5. 受取保険金	1,420	
6. その他	3,163	36,176
V 営業外費用		
1. 支払利息	165,470	
2. 支払手数料	214,523	
3. 持分法による投資損失	156,019	
4. その他	28,225	564,238
経常損失		391,512
VI 特別利益		
1. 敷金返還差益	3,500	
2. 受取補償金	120,000	
3. 新株予約権戻入益	592	
4. 固定資産売却益	125,009	249,101
VII 特別損失		
1. 貸倒損失	399,571	
2. 減損損失	122,150	
3. 固定資産売却損	218	
4. 和解金	2,000	
5. 事業整理損失	983,478	
6. 事業整理損失引当金繰入	46,594	
7. 固定資産除去損	9,942	1,563,955
税金等調整前当期純損失		1,706,367
法人税、住民税及び事業税	254,379	
法人税等調整額	20,783	275,162
当期純損失		1,981,529
非支配株主に帰属する当期純損失		137,282
親会社株主に帰属する当期純損失		1,844,247

連結株主資本等変動計算書

(平成31年 4 月 1 日から)
(令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,955,137	1,003,324	768,550	△2,153	4,724,858
当期変動額					
新株の発行	276	276			553
自己株式の取得				△6	△6
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,844,247		△1,844,247
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					-
当期変動額合計	276	276	△1,844,247	△6	△1,843,700
当期末残高	2,955,414	1,003,601	△1,075,697	△2,160	2,881,157

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△3,097	△884,222	△887,319	25,602	744,113	4,607,255
当期変動額						
新株の発行			-			553
自己株式の取得			-			△6
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			-			△1,844,247
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	△3,769	△73,927	△77,696	△1,016	△143,458	△222,170
当期変動額合計	△3,769	△73,927	△77,696	△1,016	△143,458	△2,065,871
当期末残高	△6,866	△958,149	△965,015	24,586	600,655	2,541,384

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社エスビーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limited

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

(2) 関連会社の名称

Beijing XinBang Daikokuya Trading Corporation,Ltd.

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社及びDaikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

② たな卸資産

 当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー及びオリオン・キヤピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

 (商品)

 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 (製品・仕掛品・材料)

 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 (貯蔵品)

 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDにおける評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

 (商品)

 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

 (貯蔵品)

 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ取引

 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

 定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 3～60年

 機械装置及び運搬具 4～12年

 工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 質屋業における収益計上時期について

売上高に含まれる株式会社大黒屋の質屋業における質料は、営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で認識し、売上計上しております。

売上高に含まれるSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの質料については、実効金利法による発生主義により収益を認識しております。

③ SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDにおけるスクラップに分類された質物の会計処理について

SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDは、流質した質物のうちスクラップに分類したものについて、スクラップは換金性が高く、また、早期に売却する方針であることから、流質時の時価で評価し、売却時においては収益を純額表示しております。

④ 在外子会社及び在外関連会社における会計処理に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

Ⅱ. 表示方法の変更にに関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取補償金」（当連結会計年度は、683千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,393,801千円
営業貸付金	1,963,853
商品及び製品	2,722,552
建物及び構築物	4,153
土地	37,188
計	6,121,549

当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式（取得価額5,505,100千円）に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金（額面金額5,000,000千円）に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,900,000
計	5,900,000

2. 貸出コミットメント契約

連結子会社（株式会社大黒屋）においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	3,000,000
差引額	-

4. 財務制限条項

株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、短期借入金3,000,000千円、1年内返済予定の長期借入金2,900,000千円）について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	116,982,866株
------	--------------

当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	11,503株
------	---------

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	287,600株
------	----------

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、金利の変動リスクに晒されております。この内一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている他、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	1,793,021	1,793,021	－
(2) 受取手形及び売掛金	377,392	377,392	－
(3) 営業貸付金	1,963,853		
貸倒引当金	△4,508		
差引	1,959,344	1,959,344	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	17,916	17,916	－
(5) 支払手形及び買掛金	(69,628)	(69,628)	－
(6) 短期借入金	(3,000,001)	(3,000,001)	－
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(2,900,000)	(2,900,000)	－
(8) 未払法人税等	(82,759)	(82,759)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金は、質草を担保とする債権であります。質草の預り期間は短期間であり、貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内返済予定の長期借入金、

1年内返済予定の長期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関連会社株式	47,683
その他有価証券 (非上場株式)	4,600
差入保証金	701,971

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,793,021	—	—	—
受取手形及び売掛金	377,392	—	—	—
営業貸付金	1,963,853	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	3,000,001	—	—	—
長期借入金	2,900,000	—	—	—

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	16円38銭
1株当たり当期純損失	15円77銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第111期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ⑩

監査役 栃木 敏明 ⑩

監査役 粕井 滋 ⑩

（注）監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現 金 及 び 預 金	63,372	1. 支 払 手 形	48,487
2. 受 取 手 形	39,295	2. 買 掛 金	18,594
3. 売 掛 金	60,359	3. 関係会社短期借入金	5,437,530
4. 商 品 及 び 製 品	42,354	4. 短 期 借 入 金	1
5. 仕 掛 品	20,716	5. 未 払 金	40,765
6. 原材料及び貯蔵品	35,084	6. 未 払 費 用	815,549
7. 前 払 費 用	3,475	7. 未 払 法 人 税 等	4,702
8. 関係会社短期貸付金	734,100	8. 預 り 金	2,426
9. 短 期 貸 付 金	100,000	9. そ の 他	146,268
10. そ の 他	94,399		
流 動 資 産 合 計	1,193,158	流 動 負 債 合 計	6,514,325
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	
1. 有 形 固 定 資 産		1. 資 産 除 去 債 務	15,999
(1)建 物	65,627	2. 退 職 給 付 引 当 金	1,733
減 価 償 却 累 計 額	△65,627	3. そ の 他	58,716
建 物 (純 額)	0	固 定 負 債 合 計	76,449
(2)機 械 及 び 装 置	96,809	負 債 合 計	6,590,775
減 価 償 却 累 計 額	△96,809		
機 械 及 び 装 置 (純 額)	-	(純資産の部)	
(3)車 両 運 搬 具	29,737	I 株 主 資 本	
減 価 償 却 累 計 額	△29,737	1. 資 本 金	2,955,414
車 両 運 搬 具 (純 額)	0	2. 資 本 剰 余 金	
(4)工 具、器 具 及 び 備 品	172,488	(1)資 本 準 備 金	1,320,796
減 価 償 却 累 計 額	△172,488	(2)そ の 他 資 本 剰 余 金	517,759
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	0	資 本 剰 余 金 合 計	1,838,555
有 形 固 定 資 産 合 計	0	3. 利 益 剰 余 金	
2. 投 資 そ の 他 の 資 産		(1)そ の 他 利 益 剰 余 金	
(1)投 資 有 価 証 券	100	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,703,401
(2)関 係 会 社 株 式	7,351,644	利 益 剰 余 金 合 計	△2,703,401
(3)破 産 更 生 そ の 他 債 権	235,783	4. 自 己 株 式	△2,160
(4)貸 倒 引 当 金 (固 定)	△84,913	株 主 資 本 合 計	2,088,408
(5)そ の 他	7,996	II 新 株 予 約 権	24,586
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	7,510,611	純 資 産 合 計	2,112,994
固 定 資 産 合 計	7,510,611	負 債 純 資 産 合 計	8,703,770
資 産 合 計	8,703,770		

損 益 計 算 書

(平成31年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		333,491
II 売 上 原 価		225,638
売 上 総 利 益		107,852
III 販売費及び一般管理費		444,999
営 業 損 失		337,146
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	74,076	
2. 受 取 配 当 金	2,410	
3. 受 取 家 賃	300	
4. 業 務 受 託 料	960	
5. 受 取 出 向 料	48,369	
6. そ の 他	14,607	140,724
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	282,951	
2. 支 払 出 向 料	1,818	
3. そ の 他	21,282	306,051
経 常 損 失		502,474
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	114,279	
2. 貸 倒 引 当 金 戻 入	142,329	
3. 新 株 予 約 権 戻 入 益	592	257,200
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 売 却 損	218	
2. 固 定 資 産 除 却 損	242	
3. 減 損 損 失	5,436	
4. 関 係 会 社 株 式 評 価 損	344,199	350,097
税 引 前 当 期 純 損 失		595,370
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,019
法 人 税 等 調 整 額		△4,136
当 期 純 損 失		593,254

株主資本等変動計算書

(平成31年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,955,137	1,320,519	517,759	1,838,279	△2,110,147	△2,110,147
当期変動額						
新株の発行	276	276		276		-
自己株式の取得				-		-
当期純損失 (△)				-	△593,254	△593,254
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				-		-
当期変動額合計	276	276	-	276	△593,254	△593,254
当期末残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	△2,703,401	△2,703,401

	株主資本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△2,153	2,681,115	25,602	2,706,718
当期変動額				
新株の発行		553	-	553
自己株式の取得	△6	△6	-	△6
当期純損失 (△)		△593,254	-	△593,254
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)		-	△1,016	△1,016
当期変動額合計	△6	△592,707	△1,016	△593,723
当期末残高	△2,160	2,088,408	24,586	2,112,994

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率による繰入額を計上しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	85,369千円
長期金銭債権	238,169
短期金銭債務	802,311
長期金銭債務	50

(2)取締役に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	106,412千円
短期金銭債務	32,838千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	539,290千円
受取家賃	300
受取業務受託料	960
受取経営指導料	5,400
受取出向料	48,369
受取利息	69,053
支払利息	271,060
支払出向料	1,818
貸倒引当金戻入	142,329

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,503株
------	---------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（千円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	91,328
長期貸付金	4,031
長期滞留債権	224,655
破産債権・更生債権	31,227
長期差入保証金	3,521
未払役員退職金	17,727
減損損失	5,857
資産除去債務	4,899
関係会社株式評価損	105,411
原材料	1,363
システム開発費仮勘定	2,333
その他	1,745
繰越欠損金	1,093,624
繰延税金資産小計	1,587,728
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,093,624
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	494,104
繰延税金資産評価性引当額小計	1,587,728
繰延税金資産合計	-

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(1)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 (3名)	短期借入金返済	4,000	関係会社 短期借入金	287,000
				支払利息 (注2)	5,800	未払費用	50,205
子会社	大黒屋グローバルホールディング株式会社	所有 直接73.9% 間接17.4%	役員の兼任 (4名)	短期資金の貸	61,000	関係会社 短期貸付金	705,000
				受取利息 (注2)	33,721	未収収益	72,350
				—	—	関係会社 短期借入金	17,000
				支払利息 (注2)	852	未払費用	2,573
子会社	株式会社大黒屋	所有 間接91.3%	役員の兼任 (4名)	—	—	関係会社 短期借入金	5,000,000
				支払利息 (注2)	250,684	未払費用	732,191
				受取出向料 (注2)	48,369	未収入金	9,459
				受取経営指導料 (注2)	5,400		
子会社	SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	所有 間接91.3%	役員の兼任 (1名)	短期資金の回収	804,810	破産更生その他債権	83,331
				支払利息 (注2)	13,722	未払費用	17,340
				—	—	関係会社 短期借入金	133,530
				受取利息 (注2)	34,760	破産更生その他債権	67,539

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	ラックスワイズ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 (1名)	経費の立替	15,985	破産更生その他債権 貸倒引当金	84,913
				立替金の精算	158,315		
				貸倒引当金戻入額	142,329		84,913

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。受取出張料及び受取経営指導料については、業務の内容を勘案し合理的に決定されております。

(2)役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	氏 名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	小川 浩平	被所有 直接15.5%	代表取締役	－	－	短期借入金	1
				支 払 利 息 (注 2)	0	未払費用	11,790
				短期資金の貸	－	短期貸付金	100,000
				受 取 利 息 (注 2)	5,013	未収収益	6,342
				－	－	未払金	21,046

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

2. 重要な関連会社に関する情報

当事業年度において、重要な関連会社はBeijing Xinbang Daikokuya Trading Corporation Ltd.（北京信邦大黒屋商貿有限責任公司）であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	6,330 千人民元
固定資産合計	77 千人民元
流動負債合計	125 千人民元
純資産合計	6,282 千人民元
売上高	10,281 千人民元
税引前当期純損失	12,100 千人民元
当期純損失	19,964 千人民元

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	17円85銭
1株当たり当期純損失	5円07銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月28日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	永 井	卓	㊞
監 査 役	栃 木	敏 明	㊞
監 査 役	粕 井	滋	㊞

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	オガワ コウヘイ 小 川 浩 平 (昭和31年9月14日生)	昭和54年3月 慶応大学経済学部卒業 昭和54年4月 (株)トーメン入社 昭和62年6月 コロンビア大学経営大学院修 士課程修了 昭和62年9月 ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニー入社 平成6年11月 ファー・イースト・コンソー シアム・インターナショナル・リミテッド入社 平成6年12月 同社代表取締役 平成9年5月 当社顧問 平成9年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ング(株)） 取締役 平成22年12月 (株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ング(株)） 代表取締役社長（現 任） 平成24年8月 (株)大黒屋代表取締役社長（現 任） 平成27年10月 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター（現 任）	18,161千株

候補者 番号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式 の数
2	シン ローリン 辛 羅 林 (Xin-Luo-Lin) オーストラリア国籍 (昭和24年8月21日生)	昭和55年	北京大学大学院卒業	0株
		昭和55年	オーストラリア国立大学特別 研究員早稲田大学客員研究員	
		昭和58年	カナダブリティッシュコロン ビア大学名誉研究員	
		昭和60年	Potter Warburgシニアファ イナンスアドバイザー	
		平成 3 年	ヤオハンインターナショナル 会長アドバイザー及び副会長	
		平成 4 年	三井物産グループ特別顧問	
		平成 5 年	オーストラリア Hambros アジアンキャピタルホールデ ィングスLTD名誉会長（現 任）（香港証券取引所上場）	
			Oriental Technologies Investment Ltd.取締役（現 任）（オーストラリア証券取 引所上場）	
			Sinolink Worldwide Holdings Ltd.取締役（現任） （香港証券取引所上場）	
			Enerchina Holdings Ltd.取 締役（現任）（香港証券取引 所上場）	
			オーストラリア ニューサウ スウェールズ州治安判事（現 任）	
		平成16年 6 月	当社取締役（就任）	
		平成18年 6 月	当社取締役（退任）	
		平成19年 6 月	当社取締役（現任）	
		平成22年12月	(株)ディーワンダーランド（現 大黒屋グローバルホールディ ング(株)）取締役（現任）	
		平成28年 6 月	(株)大黒屋取締役（現任）	

候補者 番号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	クラカケノリミチ 鞍 掛 法 道 (昭和24年4月19日生)	昭和48年3月 東京都立大学経済学部卒業 昭和48年4月 (株)日本不動産銀行入行 (現(株)あおぞら銀行) 平成12年6月 同行執行役員兼投資銀行部長 平成14年4月 同行常務執行役員審査部・調査部管掌 平成16年4月 同行常務執行役員本店営業本部長 平成17年9月 森ビル(株)都市開発本部不動産投資顧問室長 平成19年7月 (株)SMGパートナーズ取締役会長 平成20年11月 東京債権回収(株)代表取締役社長 平成22年10月 (株)gumi監査役 平成23年11月 同社取締役 平成24年8月 (株)大黒屋取締役 (現任) 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド (現大黒屋グローバルホールディング(株)) 取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	0株
4	トモノケンジ 伴 野 健 二 (昭和19年7月9日生)	昭和42年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和42年4月 山一証券(株)入社 平成6年6月 同社 取締役ヨーロッパ本部長 (ロンドン駐在) 平成8年6月 同社 常務取締役資本市場本部長 平成12年1月 (株)トランサーチインターナショナル入社 取締役副社長 平成21年7月 同社 顧問 平成23年6月 当社 監査役 平成24年12月 (株)ディーワンダーランド (現大黒屋グローバルホールディング(株)) 監査役 平成27年6月 当社取締役 (現任)	0株

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ナカオカクニアキ 中岡邦憲 (昭和32年3月19日生)	昭和55年3月 慶應義塾大学商学部卒業 昭和55年4月 (株)四国銀行入行 平成9年9月 (株)エスシステム入社 平成12年11月 (株)バネット 代表取締役 平成13年5月 (株)ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング(株)) 社外監査役 平成13年6月 (株)スクウェア 社外監査役 平成17年8月 (株)スマートコミュニティ 取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者である小川浩平氏が代表取締役社長を務める大黒屋グローバルホールディング株式会社及び株式会社大黒屋と金銭消費貸借契約を締結しております。鞍掛法道氏は、当社と業務委託契約を締結しております。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は伴野健二氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。伴野健二氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
4. 当社は中岡邦憲氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。中岡邦憲氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
5. 当社は業務執行しない取締役である辛羅林氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第33条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しております。辛羅林氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約継続する予定であります。
6. 伴野健二氏、中岡邦憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 選任理由
- (1) 伴野健二氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
- (2) 中岡邦憲氏を社外取締役候補者としたのは、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
8. 「所有する当社株式の数」については、令和2年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
9. 当初の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結時まで)
- 伴野健二氏 5年
- 中岡邦憲氏 4年

以上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しましては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットで議決権行使を行うために次のシステム環境をご確認下さい。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又はAdobe® Reader® Ver.6.0 以降（画面上で株主総会参考書類等をご覧になる場合）
- (3) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (4) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしていたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) 上記(1)以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120-782-031（受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00）

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内図

会 場：東京都港区高輪二丁目1番13号

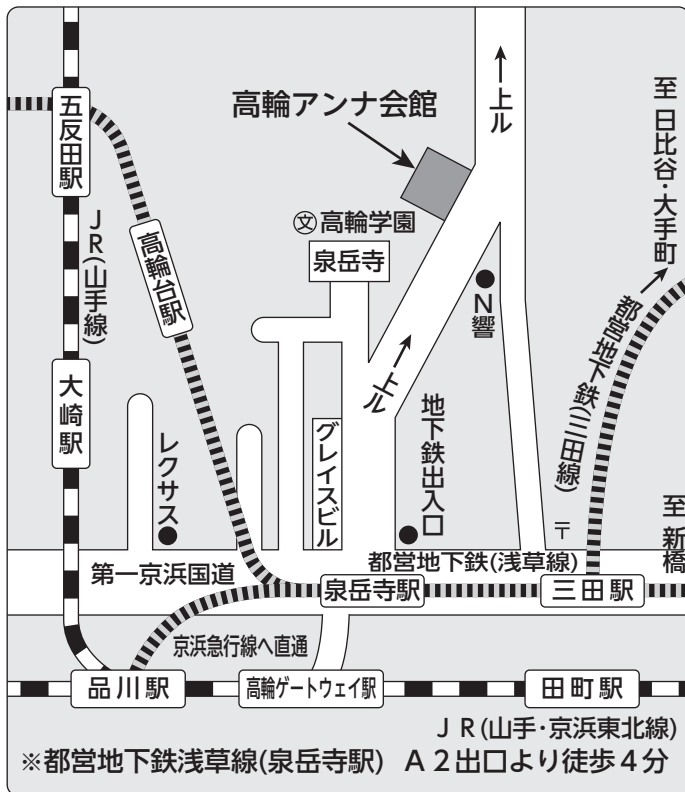
高輪タウンハウス内

高輪アンナ会館 ホール

連絡先電話番号 03 (6451) 4300 当社本社

最寄り駅からの交通機関：

都営地下鉄浅草線（泉岳寺駅）A2出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

